

課外活動における新型コロナ予防・感染拡大防止ガイドライン ～公認団体(準公認団体含む)・公認サークル版～(Ver.4.0)

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の予防を適切に行い、対面による課外活動再開のための感染拡大の予防、および感染拡大防止を目的として策定しました。

所定の手順・手続きおよび対応を怠った場合、また本ガイドラインに違反する行動が見られ自主的な改善が確認できない時は、活動停止などの嚴重な処分を行います。

なお、対面による活動は、オンライン上ではできないことのみを行うものとし、ミーティングおよび親睦会などはオンライン上で行ってください。

※本ガイドラインに記載されている内容について、疑問等があれば所属キャンパスの学生課に相談してください。また、やむを得ない理由があり、本ガイドラインに記載されている内容を遵守できない可能性がある場合は、必ず所属キャンパス学生課に相談するようにしてください。

感染対策責任者の設置

コロナ禍で感染防止を徹底するため各団体内で「感染対策責任者」を設置すること。

※原則として部長や顧問、監督等の指導者が担うことが望ましいが、学生でも可とする。ただし、新型コロナに感染したことや濃厚接触者になったこと等の情報は個人情報にあたるため、取り扱いに十分に注意し、部内外で不用意に情報を漏らすことがないようにすること。

責任者は以下の役割を担うこと。

感染対策責任者の役割

- ① 課外活動における感染対策を統括し、部全体で感染防止を徹底するよう指導する。
- ② 新型コロナ感染者・濃厚接触者発生時に、団体内の情報を集約し速やかに対応する。
- ③ 部内全体の連絡系統を構築し、有事には速やかに部員に情報を共有する。

活動再開準備期

(1)対面による活動再開が決定したら、以下 2 点の記載内容を団体関係者全員が熟読し、内容を理解して活動再開の準備を行うこと。

- ① 本ガイドライン
- ② 新型コロナ感染者・濃厚接触者発生時の感染対策責任者対応マニュアル

(2)活動への参加は学生本人の意思を尊重する。参加の強制、または活動に参加しないことで当該学生が不利益を被ることのないようにすること。

- (3) 活動参加にあたり、本人の希望と保護者の同意を得る。本人及び保護者の同意に関する確認方法については、団体に任せるが、必ず本人及び保護者の同意のもとで活動に参加するようにすること。
- (4) 感染対策(許容の人数や内容など)とケガ予防の観点から、活動再開は「段階的」に進める。特に「接触が想定される競技」および飛沫感染が懸念される「コーラス・演劇」などの団体は、各競技団体が示すガイドラインにおけるフェーズごとの活動内容を明確にすること。
- (5) 本ガイドラインの内容を熟読するほか、所属する連盟等が策定した感染防止ガイドラインを参考にして、感染防止策を踏まえた「活動計画書」を策定すること。
- (6) 学外施設の利用にあたっては、当該施設の利用規則及び感染防止ガイドライン等に従い、適切に利用すること。
- (7) 有事に迅速に対応ができるよう、指導者も含めた部内の連絡体制を整えること。
- (8) 以下の禁止事項は絶対に行わないようにすること。

禁止事項

- ・飲食を伴う懇親会、交流会、食事会(飲食店や部員の部屋、野外であってもすべて禁止)
- ・その他、感染のリスクが高いと思われる行為(部員宅への宿泊等)は禁止する
- ・大学から委嘱されている現場指導者の同行・管理のもとで活動できないサークル団体等の課外活動団体の合宿は引き続き禁止とする。

活動時の感染対策 (活動中、活動場所までの往復時)

1. 飛沫感染対策

(1) 活動時間の制限

- ・対面での活動は必要最小限の時間とする

(2) 活動人数の制限

- ・必要最小限の人数で活動し、活動場所の広さや環境に応じて、参加人数を制限する
- ・少人数のグループに分けて活動するなどの工夫を行う

(3) 身体的距離の確保・不織布マスクの着用

※マスクは不織布とする(ウレタンは効果がなく、布製は感染予防効果が低いため)。また、鼻と口を確実に覆い、隙間なくフィットさせることで正しく着用すること。

- ・対人距離は不織布マスクを着用して最低 1m あける、着用なしの場合は 2m 以上あける
- ・緊急時以外の大声は禁止する

(4) 換気の徹底

- ・屋内で活動する場合は、密閉空間とならないよう、ドアや窓を開放し、常に換気を図る

(5) 飲水・食事時の注意

- ・飲水時は、1mの距離をあげ、会話をしない
- ・原則、活動中に食事はしない。やむを得ず食事をする際には、可能な限り距離をあげ、個食・黙食を徹底する。

(6) 往復経路における感染防止策の徹底

- ・活動後は会食や寄り道をせずに速やかに帰宅する
- ・原則個人での移動とし、やむを得ない場合を除き団体行動は避ける
- ・公共交通機関に乗車中は、私語を控える

(7) やむを得ず車移動する場合の感染防止策

- ・原則として、乗車人数は車の定員の半数以下とする。助手席には座らず、前後左右の座席を空けて乗車し、1m以上の対人距離を確保する(普通乗用車(2列シート)であれば、前列に1名、後列に1名の計2名まで)。
- ・常時不織布マスク着用を徹底し、交通安全上やむを得ない声かけ以外の車内における会話はしない。
- ・常時窓開けなど、換気を行いながら走行する。21時間以上の移動となる場合には、21時間に一度は停車し、窓を全開にして10分間の換気を行う。
- ・車内での飲食は絶対にしない。(不織布マスクを外す機会を作らない)
- ・乗車人数が車の定員の半数以下とならない場合は、各車両に対して1名の車両責任者を設置し、上記(常時不織布マスク着用、車内での会話・飲食をしない、換気)の感染対策を徹底する。各車両の責任者は感染対策が徹底されているか常時確認し、不備があれば至急改善すること。

2. 飛沫感染が懸念される『大声・歌唱を伴う』活動について

声出しに伴い飛沫感染の懸念がある活動については、以下の通り活動する。

- ・声出し(大声・歌唱)を伴う場合は、屋外での活動を推奨する。なお、屋外での活動にあたっては、近隣住居等への騒音とならないよう配慮する。
 - 【不織布マスクを着用する場合】対人距離を1m以上空ける
 - 【不織布マスクを着用できない場合】対人距離を2m以上空ける
- ・やむを得ず屋内で声出し(大声・歌唱)を伴う活動をする場合、
 - 不織布マスクを着用して、対人距離を2m以上空ける。
 - 窓やドアを開放し、常に換気を行う。
- ・屋内で不織布マスクを着用せず、声出し(大声・歌唱)を伴う活動は原則禁止とする
- ・単に「気合いを入れる」ための声出しは原則禁止する

3. 接触感染対策

- ・水分補給のボトル、タオルは絶対に共有・使いまわしはしない。
- ・部で共有している用具等で唾液や飛沫が付着している可能性が高く、不特定多数で触れるものは、使用ごとにアルコール消毒する。

4. 横浜キャンパスリハーサル室の利用について

(1) 換気の徹底

- ・換気が悪い場所のため、30分に一度10分以上の換気を行う。

(2) 不織布マスクの着用

- ・楽器演奏や歌唱等を行う際は不織布マスクを必ず着用すること。

(3) プラスセーフティベルマスクの着用

- ・管楽器を使用する際は、プラスセーフティベルマスクを着用すること。

(4) 身体的距離の確保

- ・換気が悪い場所のため、対人距離を2m以上空ける

(4) 利用定員

複数名で同時に部屋を利用する際は、1m以上対人距離を確保できる人数のみの部室利用を認める。

- ・~~対人距離を2m以上確保した上で~~、下記の利用定員を遵守すること。

リハーサル室1/2/3/4 … 定員 3名

リハーサル室5/6 … 定員14名

リハーサル室7 … 定員40名

リハーサル室8/9 … 定員 6名

5. 横浜キャンパス及び湘南ひらつかキャンパスの部室利用について

(1) 換気の徹底

- ・身体的距離を確保することが難しい場所のため、活動中は常時ドアと窓を開放し、換気を図る

(2) 不織布マスクの着用

- ・不織布マスクを必ず着用すること

(3) 身体的距離の確保

- ・~~対人距離を1m以上空け~~、複数名で同時に部室を利用する際は、1m 以上対人距離を確保できる人数のみの部室利用を認める

6. 大会やイベント参加に伴う宿泊時の感染対策

大会やイベント参加に伴うやむを得ない宿泊で、宿泊期間中は常に課外活動団体の指導者と連絡が取れる状況ならば、「[新型コロナ禍における大会やイベント参加に伴う宿泊ガイドライン](#)」を遵守の上で宿泊を許可する。

なお、指導者が不在の団体については、「大会やイベント参加に伴う宿泊誓約書」を事前に所属キャンパス学生課に提出し、許可を得た団体の宿泊を許可する。提出は遅くとも2週間前までに行うこと。

7. 合宿時の感染対策

合宿期間中、常に課外活動団体の指導者の管理のもとで活動ができ、「[新型コロナ禍における課外活動合宿ガイドライン](#)」を遵守できる公認団体(準公認団体も含む)は合宿を行うことができる。

合宿の開催を希望する場合は、所属キャンパス学生課に事前相談をし、承認を得た団体に限り、合宿開催を認める。事前相談は遅くとも2週間前までに行うこと。

8. 学外者の入構を伴う活動(練習試合・合同練習等)における感染対策

学外者の入構を伴う活動を行う場合、「[学外者の入構を伴う活動における感染防止ガイドライン](#)」および本ガイドラインに記載の感染対策を遵守すること。

体調に関する対応

体調の管理体制の構築は感染対策責任者が行い、部員全体に対し指導する。

1. 発熱、体調不良時は、絶対に活動に参加しない

体調不良：わずかな体調の異変も含む（発熱、咳、だるさ、喉の痛みなど）

※発熱：37.0℃以上、平熱が高めの人は+0.5℃

2. 同居家族または 48 時間以内に一緒に過ごした人^{*}が、体調不良となった場合は、自身に症状がなくても、活動には絶対に参加しない

※以下の場合を除く

不織布マスクを正しくした状態で、1m 以上で接した時間が合計1時間未満の場合。ただし、不織布マスクなしの状態では、1m 以内で接した時間が合計 10 分以上の場合は活動には参加しない

3. 体調不良者が、練習に参加可能となる判断

目安：体調不良者（本人または同居家族等）が、解熱剤や風邪薬を内服せず、48 時間症状が見られず経過した場合

※（体調不良者が同時に発生しなければ）感染対策責任者が判断する

⇒不明な場合は必ず保健管理センターに相談してください

4. 日々の健康状態の記録（朝夕 1 日 2 回の検温を実施し、結果を記録しておくこと）および自身の行動履歴の記録（最低でも過去 2 日遡れるよう自身の行動を記録しておくこと）を取っておくこと（部内で罹患者が発生した際に、部員全員の健康状態・行動履歴を集約するので、必ず記録しておく）

5. 3 人以上体調不良者が発生したら活動を一旦休止し、学生課へ報告する（集団感染の可能性があるため）

※学生課と保健管理センターが連携し、状況を確認できるまでは、活動再開はしない

※状況により、併せてキャンパスへの入構制限および自宅待機が要請されることがある

部員が 感染者／濃厚接触者／体調不良者 となったとき

「[新型コロナ感染者・濃厚接触者発生時の感染対策責任者対応マニュアル](#)」に沿って迅速に対応すること。

コロナに負けない神大ルール

正しい知識と神大ルールに対する理解を深め、コロナに感染しない、感染させない、キャンパス内外で集団感染を起こさないよう、「神大ルール Q&A」も併せて部員全員が必ず確認・徹底すること。

[新型コロナウイルス感染症特設サイト／神奈川大学 保健管理センター](#)